



「霞が関」の省庁から 直接文書が来ることは、あり得ません!

**消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されてきた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(わ)317 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

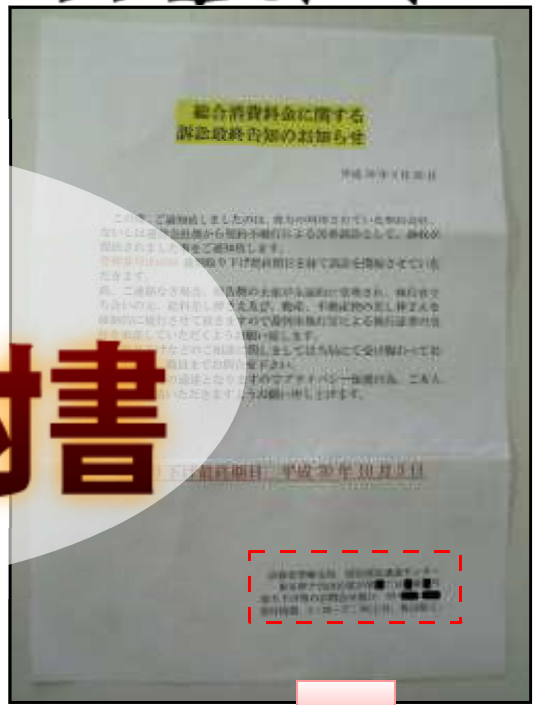
尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行審判会の下、給与差し押さえ及び財産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官に、執行官の交付をご承諾いただきます様お願い致します。裁判取り下げなどのご相談に関しては、本局に承っておりますので、お気軽にお電話ください。

尚、書面での連絡となりますので、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成31年12月10日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関[]
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-[]-[]
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

詐欺の はがき・封書



法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター
東京都千代田区霞が関[]
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-[]-[]
受付時間 9:00～20:00(日、祝日を除く)

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関[]丁目[]番[]号
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-[]-[]
受付時間 9:00～17:00(土日、祝日除く)

突然「霞が関」にある省庁から『最終告知』など書かれた文書が届くと、とても驚き、不安になってしまいます。

犯人は、そんな心理面を利用して、皆さまからお金をだまし取ろうとしているのです!

「霞が関」の省庁からの文書は詐欺です!!!

身近なところから「防犯力強化」を!
～みんなで、声掛けあって、被害防止～